明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○会社法施行規則等の一部を改正する省令（法務四三）　一
○母子保健法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一七二）　四
○厚生年金保険法施行規則及び国民年金法施行規則の一部を改正する省令（同一七三）　五
○特許法施行規則等の一部を改正する省令（経済産業一〇三）　五
〔告　示〕
○母子保健法施行規則第七条の厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件（厚生労働三七二）　六
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産二一二〇）　七
○生産業者及び輸入業者の住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件（同二一二一）　八
○肥料の登録が失効した件（同二一二二）　八
○肥料を登録した件（同二一二三）　八
○航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示の一部を改正する件（国土交通一三〇〇）　八
○小型無人機等飛行禁止法に基づき防衛関係施設を指定する件（防衛三一九）　一三
〔官庁報告〕
官庁事項
登録操縦免許証更新講習の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　一三七
登録操縦免許証失効再交付講習の登録事項の変更に関する公示（同）　一三七
財　政
令和五年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見（総務省）　一三七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一四五
特殊法人等
弁理士登録、日本弁護士連合会裁決取消訴訟の判決確定関係　一六七
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一七一
会社その他
会社決算公告

省　令

○法務省令第四十三号

会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定に基づき、会社法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十二月二十六日

法務大臣　齋藤　健

会社法施行規則等の一部を改正する省令

（会社法施行規則の一部改正）

第一条　会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（定義）	（定義）
第二条　［1・2　略］	**第二条**　［1・2　同上］
3　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	3　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
［一～十三　略］	［一～十三　同上］
十四　新株予約権等　新株予約権その他当該法人等に対して行使することにより当該法人等の株式その他の持分の交付を受けることができる権利（株式引受権（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第三十四号に規定する株式引受権をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。	十四　新株予約権等　新株予約権その他当該法人等に対して行使することにより当該法人等の株式その他の持分の交付を受けることができる権利（株式引受権（会社計算規則第二条第三項第三十四号に規定する株式引受権をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。
［十五～十九　略］	［十五～十九　同上］
二十　関連会社　会社計算規則第二条第三項第二十一号に規定する関連会社をいう。	二十　関連会社　会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十一号に規定する関連会社をいう。
［二十一～二十三　略］	［二十一～二十三　同上］